

多様な生き方を認めるパートナーシップ制度

—フランスとの比較から考える日本の在り方—

中山 えりか

目次

はじめに

1. 日本の同性パートナーシップ制度の現状
 1. 1 同性パートナーシップ制度とは
 1. 2 同性パートナーシップ制度の効果
 1. 3 同性パートナーシップ制度の問題点・改善点

2. 日本のパートナーシップの概要
 2. 1 家族制度の変遷
 2. 2 現代日本における婚姻制度
 2. 3 事実婚という選択肢

3. フランスのパートナーシップの概要
 3. 1 社会保障の概念
 3. 2 多様性を認めるパートナーシップ制度
 3. 3 普遍的に広まったパックス法
 3. 4 生き方を決める選択肢の多さ

4. これからの日本のパートナーシップのために
 4. 1 日仏の社会保障に対する考え
 4. 2 日仏のパートナーシップ制度
 4. 3 日本におけるパートナーシップのあるべき姿

おわりに

参考・引用文献

はじめに

近年、日本でも「LGBT」という言葉が浸透しつつあり、メディア等で耳にする機会も増えている。しかし、一体どれだけの人がこの言葉や存在を身近に感じ、当事者たちの生きづらさについて目を向けているのだろうか。現代の日本ではセクシュアル・マイノリティについて寛容な姿勢を見せている一方で、他人事のようにとらえている人々が多いと感じる。確かに、セクシュアリティは個人的なものであり、そのあり方は自由なものではあるが、他人事として不可視化してしまっているのは、当事者たちの生きづらさは解消されないであろう。テレビや雑誌で当事者たちのインタビューを見て、社会の認識は変化しつつあるのに、実生活においてはあまり変わっていないのではないかと感じた。そして、それが契機となりセクシュアル・マイノリティに対する差別を解消していくことに私は関心を持つようになった。

本論文では、今後日本でセクシュアル・マイノリティのためのパートナーシップ制度がどのように在るべきかを考察することを目的とする。パートナーシップ制度に着目することで、婚姻を例として異性愛を前提とする社会を見直すこととなり、当事者差別の解消につながるのではないかと考える。そして、そのためにフランスのパートナーシップ制度を例として挙げていく。それはフランスではセクシュアリティに関わらず、誰もが利用することのできるボックスという制度を導入しているため、今後日本が参考にするところの点があるのではないかと考えるからだ。

研究方法として、主に文献を参照することで歴史的背景や制度の概要を学び、ならびに意識調査やパートナーシップ制度の利用状況のデータを参照するために、インターネットを使用する。

まず、1章では日本における同性パートナーシップ制度を取り上げ、その効果や成立までの経緯、問題点についてまとめる。続く2章では、日本における現代のパートナーシップ制度についてまとめる。具体的には家族制度の変遷や結婚に対する意識調査を整理する。また、現代日本におけるパートナーシップの在り方の一つとして事実婚を取り上げ、その選択によって生じる法律婚との格差について明らかにする。その後の3章では、フランスの事例から多様な生き方を認めるパートナーシップの形態についてまとめる。フランスはパートナーシップの選択肢が充実している国であるが、カトリック国であるフランスにおいてセクシュアル・マイノリティの当事者が権利を獲得していった経緯は今後の日本の参考にすることができるのではないかと考える。最後に、4章では日仏の社会保障に対する考えとパートナーシップ制度を比較することで、日本がフランスから学ぶことのできる点を明らかにし、日本の在るべき姿を考察していく。

1. 日本の同性パートナーシップ制度の現状

1. 1 同性パートナーシップ制度とは

本章では日本で唯一同性カップルがパートナーシップを証明することのできる制度である同性パートナーシップ制度について述べ、その効果や問題点について考察していく。まず、本節では日本において 2015 年 11 月 5 日に渋谷区と世田谷区で開始した同性パートナーシップ制度の成立過程やその内容を述べていく。

渋谷区・世田谷区の自治体における制度の内容

杉浦ほか編(2016:136-138)を参照してそれぞれの自治体での制度の内容を述べる。

渋谷区の制度は「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」に基づいたものである。「パートナーシップ」を「男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係」と定義し、区が「渋谷区パートナーシップ証明書」の交付をするというものである。そして証明書の交付を受けられるのは区内に住民登録のある二十歳以上の同性カップルであり、「互いを後見人とすること」「共同生活に関する合意があること」を明記した二種類の公正証書と二人の戸籍謄本の提出が必要となる。区ではこの条例が目指す社会の推進について顕著な功績をあげた区内の個人や事業者を表彰し、その推進を阻害するふるまいに対しては指導や是正勧告をすることで同性カップルに対する必要な配慮がなされる地域を作ろうとしている。

そして、世田谷区の制度は「世田谷区パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」にもとづいて運用されている。条例ではないということが渋谷区と異なる点であり、行政組織のなかでは影響力がある枠組みではあるが、法令による根拠はない。この要綱では「同性カップル」を「互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又はともにすることを約した性を同じくする二人の者」と定義し、同性カップルであることを区長に対して「宣誓」することができる。そして宣誓することができるのは世田谷区在住の二十歳以上で、それに際しては渋谷区とは異なり公正証書や戸籍謄本の提出が求められず、区から宣誓書の写し(宣誓書受領証)が交付される。区は異性カップルという単位に提供されているサービスを洗い出し、そのうちのどれが区長や行政の判断で同性カップルに適用できるのかを検討している。

渋谷区・世田谷区の自治体における制度の成立過程

次に、それぞれの自治体における制度成立の過程を述べる。まずは渋谷区での同性パートナーシップ制度について(棚村ほか編 2016:150-170)を参照する。セクシュアル・マイノリティのための制度が成立する動きは、2012 年 6 月 8 日に長谷部健区議(当時)が議会の場で当事者の友人から実際に聞いてきた LGBT の問題について取り上げ、渋谷区でパートナーとしての証明書の発行ができないかと提案したことからはじまった。その 1 年後の 2013 年 6 月の議会で、岡田マリ区議が長谷部区議の発言もふまえて LGBT 当事者をめぐる環境や諸外国の取組みなどを取り上げ、パートナーシップ証明書の発行やセクシュアル・マイノリ

ティの人々の支援を求めた。これに対して桑原敏武区長(当時)は、「制約や課題は多くあるが前向きに検討していきたい」と回答した。そして2014年6月に岡田区議が再度提案をしたことに対して桑原区長は多様性を認めて差別のないまちづくりを目指すために、検討会を設置することを決定し、2014年7月17日に「(仮称)渋谷区多様性社会推進条例制定検討会」が設置されることになった。そして、この検討会において2014年7月から2015年1月の間9回にわたって議論され、その後2015年3月31日に「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」が可決成立して同性パートナーシップ証明証の発行が始まった。9回にわたる検討会での議論ではLGBTに関する知識を深めて共通認識を持つために、当事者の困りごとのヒアリング調査、カップルとして認める基準の検討、セクシュアル・マイノリティに対する苦情や相談窓口の設置やその後の指導・勧告の規定づくり、婚姻との効力の比較や罰則規定についてが話し合われ、条例案が完成した。

そして、その後の具体的な施行方法等の検討は「渋谷区男女平等・多様性社会推進会議」に委ねられ、推進会議においてパートナーシップ証明証発行のための公正証書の種類や費用の検討、憲法違反であるという批判的意見や報道への対処、制度の在り方を「婚姻モデル」と「契約モデル」のどちらにするか、条例の原則と例外規定、関係終了時の扱い方等が話し合われた。これらの話し合いを通して最終的に具体的な内容や施行方法が決定し、後に2015年11月5日に制度の運用が開始した。

次に、棚村ほか編(2016:180-206)を参照して世田谷区の同性パートナーシップ制度の導入過程を見ていく。2003年4月にセクシュアル・マイノリティの当事者であることを公表して初めて世田谷区議会議員選挙に当選した上川あや議員は、区の行政書式から不要とされる性別欄を削除したり、性同一性障害特例法の成立による条例改正をしたりと区のセクシュアル・マイノリティ支援の取組を推進してきた。上川議員の当選当初は世田谷区にはセクシュアル・マイノリティの所轄部署がなく、区の施策対象になるという認識も薄かった。そのような状況のなか上川議員は、2007年3月に策定された性に起因する差別や偏見をなくしていくことを目標とする「世田谷区男女共同参画プラン」に着目し、「性的少数者への理解促進」を提案して、それが明記されることとなった。そして、その施策においてセクシュアル・マイノリティを理解するセミナーの開催、区立学校教員を対象とした人権教育推進に関わる研修及び管理職研修の実施、セクシュアル・マイノリティに対する区の相談窓口の設置等が行われるようになった。具体的にはセミナーは区職員を対象としたものや一般市民を対象にしたものが開催され、セクシュアル・マイノリティに対する啓発活動がさかんに行われたり、世田谷区の教育委員会にセクシュアル・マイノリティへの理解、配慮を求めて教職員の対応力の強化や児童・生徒の実態把握、学校教育で性の多様性を学ぶカリキュラムの導入がなされたりした。

しかし、これらの施策が実行されたにもかかわらず、実際に同性カップルのパートナーシップを認めていくという動きは見られなかった。それは当事者たちが可視化されず、沈黙を貫いてきたからである。そこで区は、区民意識調査にセクシュアル・マイノリティに関する質問項目を追加したところ、「性的マイノリティの方々の人権を守る啓発や施策について必要だと思うか」という問いに対して70.0%の区民が「必要だと思う」と答え、一方で「必要ない」と答えた区民は4.3%であった。この現状を踏まえて、行政に同性パートナーシップと向き合ってもらうため、上川議員は20代から50代までの当事者約10名を集めて「世田

谷ドメスティック・パートナーシップ・レジストリー」を2015年1月末に発足した。初めは半信半疑で集まっていた区民の人々も、勉強会を重ねていくうちに共通の課題認識を持つようになった。このような活動のなかで、レジストリーは同性カップルを含むパートナーシップの公的承認に関する要望書を作成し、区長と幹部とレジストリーのメンバーで面談を行うこととなった。そこでは要望書とともにレジストリーのメンバーが当事者としての理不尽な体験や切実な思いを語った。そして、この面談が区のパートナーシップ制度構築の契機となり、同年4月から要綱の策定が行われた。世田谷区では要綱としてパートナーシップ制度を制定することとなり、それは区長の裁量で判断して時間をかけずに手続きができること、また渋谷区に比べて世田谷区は保守的議員の割合が多いため、いきなり条例化を狙うのではなく行政実務によって実現を図るほうが区の現状にはあっていると判断されたからであった。そうして同年6月に作成された要綱案を調整し、同年7月に「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱案」が区議会に報告された。具体的に調整された点としては、「宣言」による手続きではなく「宣誓」による手続きとすること、受領証を交付すること、ならびにパートナーシップ制度の対象を同性カップルとすることであった。

「宣言」とは立場や意見、方針などを外部に広く表明することを意味するため、当事者たちにセクシュアリティの告白を行政が強いることとなると考えられた。そのため届出が真実であることを区長に誓う「宣誓」のほうが真正性や信頼性も高まると考えられ、手続きの際には条例に基づく事務ではないゆえに権利・義務を想起させる表現を忌避して届出の受領証を渡すこととなった。また、レジストリーのメンバーは事実婚をしている異性カップルなども含めて社会的承認を受けられる、性を問わないパートナーシップ制度を求めているが、行政が同性カップルのパートナーシップを認めるという動きだけでも画期的なもの判断し、要綱案を受け入れることとした。そして、この7月の報告をもって同年11月5日より制度の運用が開始された。

以上が渋谷区と世田谷区で開始した同性パートナーシップの内容と違いであるが、両区は共通して性的指向の違いを尊重し、それを理由に差別されることのない社会の実現、そして、異性カップルに与えられている様々な権利義務が同性カップルにないこと、両者の差を少しでも埋めることを目指している(杉浦ほか編2016:137-138)。この制度は日本で初めてセクシュアル・マイノリティが社会的に認められ、保障を受けることができるようになった大きな進展であると思われる。他国では早くから同性間のパートナーシップが認められ、同性婚が認められている国も多くあるが、一方で日本は長くセクシュアル・マイノリティの社会的容認において否定的な姿勢を貫いてきた。同性パートナーシップ条例を契機としてセクシュアル・マイノリティへの偏見や差別のない社会をつくっていくためにも、今後も継続的に制度の見直しや普及に努めていく必要があるのではないか。

1. 2 同性パートナーシップ制度の効果

次に、本節では同性パートナーシップ制度の効果について考察していく。2015年に渋谷区と世田谷区で開始した同性パートナーシップ制度は徐々に広まり、2016年4月から三重県伊賀市、6月から兵庫県宝塚市、7月から沖縄県那覇市で開始された(棚村ほか編2006: ii)。

また、2017年6月からは札幌市でも開始された¹。これらの4都市は世田谷区と同じように要綱として定められており、法的根拠を持つものではない（杉浦ほか編 2016:139）。2016年8月に虹色ダイバーシティの公開したヒアリング調査によると同性パートナーシップ制度のある6つの自治体で実際に制度を利用している同性カップルの総数は52組であり、内訳は渋谷区で9組、世田谷区で33組、伊賀市で2組、宝塚市で0組、那覇市で8組であった²。ならびに、渋谷区が2017年11月5日に発表した「渋谷区パートナーシップ証明実態調査報告書」³によると、制度の利用組数は総数で133組であり、内訳は渋谷区で24組、世田谷区で56組、伊賀市で4組、宝塚市で0組、那覇市で18組、札幌市で31組であった。この2つの調査から、パートナーシップ制度の交付件数は増加傾向にあり、総数としては1年間で2倍以上に増加しているということがわかった。また、増加率を見てみると、東京都内や県庁所在地では利用者数が多いが、地方都市では利用組数がわずかにしか増えていないということがわかった。さらに、同性パートナーシップ条例が開始してから経った期間はそれぞれ異なるが、同じ都内でも渋谷区と世田谷区では利用しているカップル数が大きく異なっていることがわかる。渋谷区の条例は二種類の公正証書と戸籍謄本の提出が必要である一方で、世田谷区は提出しなければならない書類がないことなど、利用しやすさの違いが一つの要因なのではないかと考える。そして、地方都市ではまだ制度が始まったばかりであり、宝塚市よりも那覇市のほうが遅かったが、那覇市のほうが短期間で多くのカップルに利用されている。これは地域によってセクシュアル・マイノリティに対する認識が異なり、地域という狭いコミュニティのなかでカミングアウトしづらい環境が改善されないままの状態であるからなのではないかと考える。東京都だけではなく地方都市での制度の導入は今後も進めていくべきであると考え、地域によって今後も利用者数に大きな差が出るのがこれらの調査から予想される。

それから、同性パートナーシップ制度の開始によって企業の福利厚生や消費者向けのサービスがセクシュアル・マイノリティのカップルが利用できるように変化を見せている。例えば企業の変化としてはソニーが同性のパートナーを持つ社員を育児・介護休暇、結婚祝い金など福利厚生の対象にし、パナソニックは社員向けの行動基準を見直して「性的指向や性別の認識で差別しない」などの表記を加えて同性同士でも結婚に相当する関係を認める方針を固めた。また、マイクロソフトやIBMなど外資系の企業でも同性のパートナーを配偶者と同等に扱い、福利厚生制度をそれぞれ適用している⁴。消費者向けのサービスとしては、2つの携帯電話会社が渋谷区のパートナーシップ証明書と世田谷区の受領証を家族割適用

¹ 日本経済新聞 2017年6月1日「札幌市、同性パートナーを「宣誓書」で公認 政令で初」

https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG01H1H_R00C17A6CR0000/ (2017.12.08)

² 虹色ダイバーシティ、@nijiversity. 2016年8月17日 23:43

<https://mobile.twitter.com/nijiversity/status/766163533679644672/photo/1>
(2017.11.24)

³ 渋谷区『渋谷区パートナーシップ証明実態調査報告書』

https://www.city.shibuya.tokyo.jp/est/oowada/pdf/partnership_hokoku29.pdf
(2017.12.08)

⁴ 日本経済新聞 2016年2月19日付朝刊「社員の同性パートナー、パナソニック、社内規定で容認、ソニー、福利厚生の対象、多様性重視の企業増える。」

の確認書類として認める意向を示したり、大手航空会社 2 社が同性カップルを家族向けサービスの対象になると認めたりした。そして、生命保険業界では 10 数社が同性カップルへの死亡保険の支払を認めるようになった。しかし、そのうち複数社のみが世田谷区の受領証も確認書類となるとしており、渋谷区のパートナーシップ条例と世田谷区の受領証とでサービス対象の差もみられる(棚村ほか編 2016:207-209)。

以上のように、セクシュアル・マイノリティに対して企業が様々なかたちで取り組んでいる。私自身も就職活動を通していくつかの企業が LGBT フレンドリーであることをアピールしているのを見聞きした。現在は LGBT 市場という言葉も企業の発展のキーワードの一つとなっており、セクシュアル・マイノリティ向けのサービスや商品がどんどん開発されている。また、昨今はセクシュアル・マイノリティに関するテレビ番組やドラマも多く制作されている。これらの変化は喜ばしいものである一方でセクシュアル・マイノリティが企業の発展に利用されているようにも感じられる。社会においてセクシュアル・マイノリティを一過性のブームとしてみなしてしまわないように、またセクシュアリティという個人の繊細な事情に無知のまま踏み込んで当事者たちを傷つけてしまわないように、細かな配慮がなされるべきであると考え。そして、当事者の立場に立つという姿勢を保ちながら今後もよりよい制度やサービスをつくっていく必要があるのではないかと。

1. 3 同性パートナーシップ制度の問題点・改善点

本節では、最後に 1 章 1 節と 2 節をふまえて同性パートナーシップ制度の問題点と改善点について述べる。同性パートナーシップ条例は日本における同性カップルの社会的保護や認識を変えるための大きな一歩である。しかし、まだこの制度は始まったばかりで問題点や改善点など課題も多く残されている。以下、同性パートナーシップ制度の今後の課題を 2 つの視点から挙げている、棚村ほか編 (2016:210-218) を参照する。

一つ目は、パートナーシップの理念型である。同性パートナーシップ制度の在り方として「婚姻モデル」と「契約モデル」が想定されるが、現行の制度では「契約モデル」を採用している。それは「婚姻モデル」は婚姻同様の効果を認めるために権限や財政、政治的力関係の問題を含むため、効果は限定的であるが制定の要件が緩やかである「契約モデル」が現在の日本で採用するには合理的であると考えられるからである。現在の制度では、同性カップルが受けられる社会保障は法律婚をしている異性カップルと比べて限定的なものであると言えるため、「契約モデル」の社会保障レベルの更なる向上または「婚姻モデル」に移行して同性婚を認めていくことのどちらかを今後検討していく必要がある。

二つ目は、人権問題である。セクシュアル・マイノリティは、異性愛主義の浸透している日本社会では性規範を逸脱しているとして偏見を持たれ、それは根強く現代まで持たれ続けている。そのような社会の中で当事者たちは生きづらさを抱え、学校や職場にていじめや嫌がらせの対象とされてしまう現状すらある。そして、そのような社会が変わらないのはセクシュアル・マイノリティの存在を無視した法律と社会制度によるものであるといえる。日本には、性的指向や性自認を理由とした差別を禁止する法律がなく、同性パートナーシップを交渉し支援する法制も全く存在しない。当事者たちが可視化されず、社会から排除されていることが国によるもっとも深刻な差別の 1 つなのである。90 年代半ば以降は同性カップ

ルが遺言や共同生活の合意書を公正証書として作成することも行われるようになり、当事者らが主体性を持つようになった。そしてセクシュアル・マイノリティに関する書籍の刊行や意識調査が行われるようになったり、同性パートナーシップ実現をめざす当事者団体が生まれたりした。しかし、これらの動きは社会全体としてみれば部分的なものにとどまり、国や行政がセクシュアル・マイノリティを支援する法や制度を定めることにはつながらなかった。渋谷区と世田谷区で開始した同性パートナーシップ制度はセクシュアル・マイノリティを可視化し、社会的認知を加速したものであるが、それだけではなく当事者が受けてきた人権侵害と困難な状況のも粘り強く耐えて革新を続けてきた当事者たちの努力を評価することが不可欠とされる。

以上、棚村ほか編（2016）が挙げた2つの課題である。制度としての形態や偏見や差別に対する人権を擁護することは重要な課題であるが、そのためにはより具体的にどのようなことが問題であるのかを考察していく。まずはカミングアウトの問題である。現在の日本では6つの自治体で同性パートナーシップ制度が施行されているが、利用するためには自身のセクシュアリティをカミングアウトすることとなる。現代の社会はカミングアウトしやすい状態とは言えず、制度を利用したくてもカミングアウトすることに対して抵抗があってできないという当事者もいるのではないかと考える。次に、まだ特定の地域でしか制度が実施されていないことも問題であると考えられる。自身の住んでいる地域の自治体で制度が施行されていなければ自身のパートナーシップを証明することができないということは、国内で格差が生じてしまっていることとなる。そして現在施行されている地域でも渋谷区とその他の自治体とでは制度の利用方法や効果が異なっており、そこにも格差が生じている。これらの格差が、カミングアウトすることの苦悩や地域的な格差が制度の利用組数に影響しているのではないかと考える。以上のことから、より多くの自治体が積極的に同性パートナーシップ制度を導入し、利用組数や認知度を高めることで制度を利用する当事者たちのハードルを下げていくこと、そして制度間での地域格差を埋めていくことが制度の進展に繋がるのではないかと考える。

2. 日本のパートナーシップの概要

1章では日本の同性パートナーシップ制度について述べたが、本章では日本における異性カップルのパートナーシップを取り上げる。異性愛を前提とした社会における家族制度やパートナーシップに対する意識をまとめることで、現状や課題を明らかにしていく。

2. 1 家族制度の変遷

まず、本節では日本の家族制度の根底にある戸籍法と家制度の変化を見ることで、家族制度の変遷をたどっていく。

現代の日本においてパートナーシップを証明する方法は、異性間での法律婚または事実婚、そして同性間での同性パートナーシップ条例がある。これらの選択肢はそれぞれ長所と

短所があり、人々のニーズに十分に応えることは難しい。そして、日本には戸籍という特有の制度があり、それによって個人の家族や婚姻などの身分関係を証明している。この戸籍が作り上げた近代の家族というものが現代のパートナーシップ制度を考える上で障害の一つとなっている。戸籍法は「戸主を中心のそれとの続柄において家族員を表示する制度」（遠藤 2016:143）と定義され、1871（明治 4）年に戸籍によって全国民の把握をすることで治安を維持するという目的で作られた。そして、次第に身分関係の登録公証の役割も果たすようになったのである（利谷 1999:54）。

家族制度が大きく転換した要因は第二次世界大戦後に大日本帝国憲法（明治民法）が日本国憲法に改憲され、家族法が改正されたことにある。

戦前の家族制度は家制度と呼ばれている。「家名や家業の存続を重視する規範体系」（杉浦ほか編 2016:31）と定義され、血統によって永遠に続く観念的親族集団である「家」（利谷 1999:54）を維持することが目的とされた。つまり、戸籍制度における「戸」を民法上の制度として再構成したものが家制度である（利谷 1999:64）。この制度の下では戸主である家長が家を統率し、家長の地位や家業、財産などの家督を長男は独占的に相続していた。そのためその他の家族は権利や自由が制限され、とりわけ妻の権利はひどく制限されていた。妻には夫の家の氏を称することや夫と同居する義務等が課せられ、経済的自由や子の親権は認められていなかった。また、妻には姦通罪が適用され、離婚理由ともされていた一方で夫の貫通は相手が未婚女性であった場合は罪に問われず、離婚理由ともならなかった（杉浦ほか編 2016:31-33）。このようにして、男尊女卑の考えは社会に浸透していった。

そして、戦後に施行された日本国憲法は個人の尊重、男女平等の理念があったため、家制度は廃止された。井上(2010:9)はこの変動について「単なる家族の形態の変化ではなく、「家族とは何か」「家族とはどのようなものであるのが望ましいか」という理念の大きな変化だった。」と述べている。そして「家」から独立し、夫婦とその子からなる近代的な家族の形成がなされた後、産業化の進行とともに核家族化が進行していったのである（井上 2010:8-11）。

以上のような変遷が現代日本の家族制度や家族に関する規範を作り上げているが、晩婚化や非婚化、そして少子高齢化などの社会情勢に合わせて今後も日本の家族制度は変化が必要とされることが予想されるのではないかと。

2. 2 現代日本における婚姻制度

2章1節では日本の家族制度の変遷について述べたが、本節では厚生労働省(2015)、厚生労働省(2016)、国立社会保障・人口問題研究所(2017)の調査を参照して、現代日本における婚姻の現状を述べる

現代日本では一対の男女からなるカップルが婚姻届を出して法律婚をすることが主流である。法律婚によって権利や義務が生じ、社会保障や社会的保護を受けることが可能となることがメリットの一つとして挙げられる。具体的には配偶者控除、共同親権、財産の継承等が法律で定められ、その他にも福利厚生や配偶者手当や医療保険、不動産購入時の高い融資額などが挙げられる（杉浦ほか編 2016:23-24）。

しかし、現代の日本では晩婚化や非婚化が進行している。厚生労働省(2015)⁵によると2015年の平均初婚年齢は、夫が31.1歳で妻が29.4歳であった。同調査から10年ごとの推移を見ていくと1995年は夫が28.5歳で妻が26.3歳、2005年は夫が29.8歳で妻が28.0歳となっており婚姻初婚年齢は上昇傾向にあることがわかる。また、厚生労働省(2016)⁶によると2016年の婚姻率は5.0%であった。同統計から5年ごとの推移を見ていくと2000年には6.4%、2005年には5.7%、2010年には5.5%、2015年には5.1%と減少傾向にある。そして戦後の婚姻率は1947年で12.0%であったため、戦後約70年で婚姻率が半分以下になっているということがわかる。

では、何故晩婚化と非婚化が進行しているのか。国立社会保障・人口問題研究所(2017)⁷による結婚に関する意識調査を参考にしてその現状や原因を把握していく。

国立社会保障・人口問題研究所(2017)は未婚者の結婚に対する意識調査を行い男女別に結果を示している。まずは、この調査における2005年と2015年の結果を比較することで10年間での意識の変化を見ていく。結婚する意志を持つ男性は87.0%から85.7%、女性90.0%から89.3%に減少している。そしてその一方で生涯未婚の意思を持つ男性は7.1%から12.0%、女性は5.6%から8.0%に増加している。この調査から結婚への意思は依然高い水準を保ちながら微減傾向にあり、未婚への意思は徐々に増加しており、前者よりも後者の方が高い割合で変化しているということがわかった。

また、同研究所(2017)は結婚の利点と独身の利点、そして結婚へのハードルと独身でいる理由も調査している。結婚の利点としては「子どもや家族をもてる」「精神的な安らぎの場が得られる」「経済的に余裕がもてる」「親や周囲の期待に応えられる」が挙げられ、家族を持つことに魅力を感じる人々は1987年からほぼ一貫しているが、安心や愛情などの情緒的な側面への魅力が減少している。また女性が経済的に魅力を感じるという傾向も増加している。一方で独身の利点としては「行動や生き方が自由」「金銭的に裕福」「家族扶養の責任がなく気楽」が挙げられ、結婚することで行動やライフスタイルに制限が生まれるという考え方が強く反映されている。そのため、この調査からは他者との結びつき等の情緒よりも個人の自由を尊重したいという考え方が見られるのではないかと。

そして結婚の障害や独身でいる選択としては「結婚資金」が一番多く、「職業や仕事の問題」を挙げる人が増加し、「親の承諾」や「親との同居や扶養」は減少傾向にある。また独身を選択する理由としては18～24歳の若い層には「(結婚するには) まだ早すぎる」「まだ必要性を感じない」「仕事(学業)にうちこみたい」が多く挙げられ、25～34歳の層では「適当な相手に巡り会わない」「自由さや気楽さを失いたくない」が挙げられた。そのため、結婚へ積極的な意思を持たないことは非婚化や晩婚化と深い因果関係にあると感じられた。

⁵ 厚生労働省『平成27年人口動態統計月報年計(概数)の概況』

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai15/dl/gaikyou27.pdf> (2017.10.30)

⁶ 厚生労働省, 2016, 『平成28年(2016)人口動態統計の年間推計』

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikai16/dl/2016suikai.pdf> (2017.10.30)

⁷ 国立社会保障・人口問題研究所『現代日本の結婚と出産—第15回出生動向調査(独身者調査ならびに夫婦調査)報告書—』

http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/NFS15_report1.pdf (2017.10.30)

さまざまな調査から結婚への意識や考え方をみてきたが、自由な選択肢が増えてきている中で従来の結婚規範が今日の日本にはそぐわないということが一層明らかになった。そして、晩婚化や非婚化は人々の情緒的な側面と経済力などの物理的な側面で進行していることがわかった。

2. 3 事実婚という選択肢

2章1節、2節では主に法律婚について述べてきたが、法律婚をマジョリティとする現代日本社会において事実婚という選択をするカップルもいる。そこで、本節では法律婚との違いや、事実婚を選択することへの意識調査をまとめていく。

杉浦ほか編(2016:52-53)を参照すると、事実婚とは自らの主義主張によって意図的に届出を出さない人々の関係や生活のことである。また、事実婚カップルは法律婚への移行に必ずしも積極的ではなく、長期間または生涯届出をしないとされる。そして、事実婚とは同棲や内縁とは異なる概念とされているも留意すべき点である。

しかしパートナーシップの一つの形態である事実婚は法律婚との間に格差があり、事実婚カップルは法律婚カップルと同じ法的扱いを受けることはできない。事実上夫婦と同様に生活をしているカップルには、法律婚に準じた関係であるとして、必要最小限の法的保護で、裁判所・行政によって個別具体的に判断されるというのが、事実婚の法的扱いの特徴である。具体的には扶養手当や健康保険、遺族年金の受給権などが事実婚の場合に認められるが、それだけではパートナーとして生活していくには不十分である。必要最低限以上の法的保護を受けたい場合には公正証書を作成し、事実婚をしていることを証明しなければならない(杉浦ほか編 2016:56-58)。

1992年11月から1993年2月にかけて非法律婚カップルを対象に行われた調査⁸によると人々が事実婚を選択する理由としては「夫婦別姓と通すため」「戸籍制度に反対」が女性では九割を占め、男性でも六割以上にのぼり、この二項目が男女とも最も大きな選択動機になっている。また「性関係はプライベートなことなので、国家に届ける必要を感じない」や「性別役割分担から解放」が挙げられた。そして、これらの意見はいずれも自由で対等なパートナーシップを望む意見のように感じられた。

また、株式会社IBJ(2016)が行った事実婚への意識調査⁹によると、「認めるが自分はしたくはない」が男性55%、女性77%、事実婚を「認める。自分もしたい」が男性24%、女性12%、事実婚を「認めない」が男性21%、女性11%であり、その理由としては「様々な愛の形はあっても良いが、自分はケジメで結婚したい」「(事実婚だと)子どもがかわいそうだから」が多い。そして他には「控除が受けられないから」等が挙げられた。この調査結果から事実婚に関して寛容な姿勢をとっているが、自身がその選択をすることには周囲からの意見や道徳観を気にするような考えが見られることがわかった。

⁸ 善積京子『＜近代家族＞を超える—非法律婚カップルの声』青木書店 42頁
婚外子差別撤廃や夫婦別姓をすすめる運動にかかわっている団体を通じて、そのメンバーや知人など全国から回答者を募集した。

⁹ 株式会社IBJ「事実婚についての意識調査レポートを発表いたしました」
<http://www.ibjapan.jp/information/2016/07/post-147.html> (2017.10.25)

以上2つの調査結果から、事実婚を選択するということは戸籍や性別役割分業にとらわれない自由なパートナーシップを構築することができるが、一方で法的保護に制限が生じることとなり、自由を求めると法的に保護されないという現状に違和感を覚えた。事実婚の在り方は法律婚に対するあたりまえの考え方を見直す契機となると考えるが、異性愛を前提とするパートナーシップの考え方や社会保障のあるべき姿や普遍性を見直さない限りは事実婚をしたとしてもジェンダー規範や生きづらさから解放されことはないのではないかと考える。

3. フランスのパートナーシップの概要

1章、2章では日本のパートナーシップについて述べてきたが、本章では日本との対比例としてフランスを挙げ、社会保障やパートナーシップについて考察していく。フランスにはパックスという他国にはない特有のパートナーシップ制度があり、フランスにおけるセクシュアル・マイノリティに対する意識を変える一つの契機となったため、日本でも参考にすることができる点があるのではないかと考える。

3. 1 社会保障の概念

まず、本節ではフランスにおける社会保障の仕組みや考え方について中村(2016)を参照しながら考察していく。

フランスは伝統的に「典型的な国民国家」とされてきた。その意味するところは、中央集権的な国家体制と、同質とされる国民の存在からなる国家であるということである。しかし、ヨーロッパ統合の進展の結果、主権のヨーロッパへの委譲が進んだこと、1970年代以降に見られる国内社会の自由化と価値の多様化やグローバル化の影響によって、国際人の移動ならびに移民人口が増大し、社会集団間の差異化が引き起こされていることによって伝統的国民国家モデルから逸脱してきている(中村 2016:4-5)。この変化の中で女性の政治参加の活性化、パックス法の制定、そして同性婚の導入などが行われてきた。国家は共和国の名の下に個人の多様性を消しつつ同質的な国民として統合してきたが、今日ではそのような国家の能力に国民は懐疑的な姿勢をとっている(中村 2016:168)。

このようにフランス社会も変革し続けてはいるが、根幹をなす理念は伝統的に受け継がれてきた。国民国家フランスを支える基本理念は市民の権利、国民の理念、共和国の理念と共和主義の三点であり、このような理念は第3共和制期(1875年～1940年)に確立した。この理念において市民の権利は個人の権利と規定されているということがとりわけ重要な点とされ、これは社会の中における人の権利はあくまでも個人の権利であり、社会集団(人種、民族、言語による)の権利として保障されるべきものではないという、共同体主義の拒否につながる(中村 2016:162-164)。

さらに、個人の権利を保障する上で共和主義の考え方がフランス社会では理想とされていて、この主義は四つの言葉で説明されうる。一つ目は「分割不可能な共和国」であり、国家の単一的な形態を重視してすべての人に対して同一の法律が適用されること、そして人

種、民族、言語などの違いによる公認社会集団の形成は認められないことを意味する。二つ目は「民主主義国家」であり、国民主権に基づいて国民の直接的・間接的政治参加の認められる法治国家を意味している。三つ目は「社会共和国」であり、市民間の連帯が重視され、教育を通して平等の実現を図ること、そして国家の市民社会への介入が期待され、経済的・社会的権利の保障がなされることを意味する。四つ目は「思想信条の自由の保障」であり、それに基づいてライシテ（政教分離）や人権保護の原則が尊重されることを意味する。また、共和主義モデルの重要な特徴として普遍主義が挙げられ、この主義の下に共同体主義に対抗する、個人を単位とする共和主義的社会統合の理念が見られる（中村 2016:166-167）。

以上の理念からフランスは個人単位での社会保障がなされ、雇用制度や年金制度、家族制度の充実した国とされている。社会保障の充実はそれぞれの国民にとって生きやすい社会基盤を作り、国民が社会の主体的に参加しやすい環境があることで更なる生活水準の向上が見込まれるのではないか。

3. 2 多様性を認めるパートナーシップ制度

3章1節で述べたように、フランスは個人の権利を保障する共和主義を理念としており、そのような社会において多様なカップル形態が認められている。それは、具体的には法律婚、事実婚、パックス、同性婚の4種類である。本節ではそれぞれの形態や差異について述べて考察する。

一つ目の法律婚は、異性カップルを対象とした伝統的なカップル形態であり、日本の法律婚と異なる点としては夫婦別姓であることや結婚の際に役所に数種類の証明書を提出すること、離婚の際には裁判所を通すことが挙げられる（杉浦ほか編 2016:28-30）。家族手当や税の控除など手厚い社会保障を受けることができるが、各種手続きが大変であることから法律婚を忌避する傾向もみられる。

二つ目の事実婚は、民法で「カップルとして生活する異性または同性の二名の者のおける安定性と継続性を示す共同生活によって特徴づけられる事実上の結合」と定義される。同性カップルも事実婚とされうる点が大きな特徴であるが、事実婚にどんな法的効果を与えるかについては、民法上では記載されていない（杉浦ほか編 2016:63）。

三つ目のパックスは、二人の人間が共同生活をするために結ぶ契約である。同性同士のカップルに結婚に準ずる社会的承認を、ならびに同棲を続けるカップルにも結婚に代わる制度の選択肢を与える。このように、異性カップルも同性カップルも契約の対象となることも注目すべき点であると私は考える。また、パックス登録をすると、相互に一定の義務が課されるが、社会保障や相続の権利が認められるようになる（船橋 2011:210）。

四つ目の同性婚は、2013年に同性カップルも異性カップルと同じ結婚制度が利用できるようになった。同年には7300組の同性カップルが結婚し¹⁰、共同で養子縁組をしたり、パートナーの子も自らの養子にしたりすることができるようになった。そして、今後は生殖技

¹⁰ 杉浦ほか編(2016:220)による INSEE, statistiques de l'état civil (mariages) ; SDSE, fichiers details (pacs) ; calculs Insee pour la repartition des pacs selon le sexe entre 1999 et 2006 の引用

術の利用が論点であるとされる（杉浦ほか編 2016:112）。

次に井上（2001）、長谷川（2015）、北原（2014）を参照してこれらのカップル形態の変遷を述べる。1970年代以降フェミニズム運動の盛り上がりとともに、女性の就業率が増加したことに伴い家族形態は変化し始めた。フランス女性解放運動（MLF）はまずは中絶合法化と強姦の規定を求める運動を通じて女性を母性から解放し、家父長制の基盤を解体した後に愛や性の定義を見直した。そして、そのような運動の中で性関係を持つことと母親になることが分離され、性の解放や性道徳の変化がもたらされた。女性が生きる場所は家庭だけではないという意識から、女性の就業率が増加して経済力を身に着けたことによって婚姻という形で男性に依存する必要がなくなった。結婚は女性を束縛するものであるという考えから、自由なカップル形態を求めて事実婚は増加したのである。当時、事実婚は婚姻への前段階であるとみなされ、事実婚を経験したカップルは法律婚へ移行していた。しかし、次第に事実婚に留まるカップルが増えるにつれて、法律婚にのみ許されていた特権を事実婚カップルも享受したいと考えるようになった。そして、1999年に成立したパックス法は家族形態の崩壊と事実婚カップルの増加が背景の一つであった。パックスの成立によってカトリック国のフランスにおいてセクシュアル・マイノリティも社会的に認められる契機の一つとなった（井上 2001:259-266）。パックスについては次節で詳しく取り上げる。パックス導入の過程を経て、2013年にはフランスでも同性婚が導入された。また、同性婚は「同性当事者カップルに婚姻を開放する法律」と呼ばれ、既存の民法上の婚姻を従来の男女カップル限定から同性カップルにも拡大する、という趣旨であるため異性婚とは別個あるいは並立の存在としての同性婚制度ではなく、従来の法律婚制度にセクシュアル・マイノリティを包摂するという形式で導入された（長谷川 2015:64）。同性婚の導入には賛否両論あり、保守主義・伝統的家族主義への回帰傾向も見られることとなった（北原 2014:34）。

以上 4 種類のカップル形態の内容や制定までの変遷をみてきたが、法律婚が他の形態と大きく異なる点はパートナーの関係が永続的なものであることや子をなし育てることを前提かつ目的としていることであるため、法律婚とは死に至るまでの男女の結合を前提とし、次世代の再生産を目的とした制度であるといえる。また、同性婚においては同性カップルにも養子をとる権利が認められるようになった。また、事実婚は結合も解消も当事者たちの自由であることが原則とされ、パックスはいかなる形であれ最終的にはかならず解消に至ることを前提としているため私的契約とされる。そして、当事者間に生まれた子どもであっても法律上では非嫡出子とされるのである（北原 2014:14-15）。

各カップル形態の違いや成立過程をみてきたことから、フランス社会が国民の意思に制度を作って対応してきたということがわかった。そして、フランス社会がカップルの保護に尽力している一方で、異性カップルとその子からなる伝統的な家族形態を守りたいとする考えも見られた。非嫡出子の人数が多いことや、生殖医療が同性カップルにも認められることで伝統的家族形態から多様な家族形態が今まで以上に認められることが望ましいと考え、またそのことで人々がより自身に適したカップル形態を自由に選択することができるのではないかと。

3. 3 普遍的に広まったパックス法

3章2節でも述べたように、現在のフランスでは同性婚が導入されているが、それより前に制定されたパックス法はフランス社会におけるセクシュアル・マイノリティの社会的容認を進める一つの契機となった。長所も短所も持ち合わせている制度であるが、制度の在り方として今後の日本のパートナーシップを考える上で参考になる点も多いと考える。本節ではパックス法が制定された経緯を取り上げ、その効果や問題点について考察していく。

パックス成立までの流れ

まずはカトリック国であるフランスにおいて同性愛者が市民権を獲得し、パックス成立に至る経緯について述べる。フランスでは当事者運動が80年代から開始し、この当時の運動では婚姻法の改正などではなく、刑事規制上の差別を廃止させることを目的としていた。それは、フランスでは1982年まで同性愛と異性愛が明確に区別され、同性愛に対して差別的な刑事規制が存在していたからである。これらの差別的な法は1982年に撤廃され、当事者たちが国に対してパートナーシップの認知を求めるようになったのは1990年代以降であった（ペルサン 2004:144-145）。

これらの変遷をより詳しく見ていくと、栖原(2005)はパックスの成立過程を同性愛者の視点に立って三つの時期に大別し、1970年代を第一期、1980年代を第二期、1990年代を第三期としている。以下では同書(2005:204-220)を参照してパックスの成立過程について述べる。

第一期では、同性愛者の当事者団体である FHAR（同性愛者革命行動戦線）が発足して社会に同性愛者の存在が顕在化し、当事者運動が始まる契機となった。FHAR による運動は異性愛社会を解体して権利を獲得することを目標とし、それらは以後の同性愛者の歴史に大きく影響を与えた。

次に、第二期では1979年にマルセイユで開催された第一回同性愛者夏期大学にて CUARH（同性愛者抑圧紛糾緊急委員会）が結成され、この委員会の尽力によって1983年までに同性愛者を差別する規定が全て撤廃された。第一期では既存社会の否認する姿勢をとっていたが、「差異の権利」（栖原 2005:207）を要求する姿勢に変わったことで同性愛者の権利獲得に成功した。この当時、当事者たちは異性愛社会において自身の存在を異化し、社会に同化することは求めていなかった。しかし1981年にフランス社会にエイズが猛威をふるい、特に同性愛者の中での感染が多く見られたことから情勢は変化する。エイズとの闘いを目的とした団体に異性愛者もメンバーとして受け入れ組織を拡大していったことによって団体の構成も男性の同性愛者の占める割合が減少し、大部分が異性愛である女性の割合が増加し、同性愛者と異性愛者が同じ目標を持って共生する状況が生まれた。しかし、依然として同性カップルへのバッシングも熾烈を極めていた。そのような情勢のなかで、エイズによってパートナーの死にもなって財産や住居などを失うという絶望的な孤立状態にある同性カップルが顕在化された。

そして最後に、第三期ではそのような状況下にある同性カップルの法的保護の必要性が認識されるようになった。そこで同性カップルがエイズとの闘いとパートナーシップの承認を目標とするネットワークが形成され、政府がそれらと連携するようになった。しかし、

同時に法曹界は伝統的な立場を守るために同性カップルに対して初めて否定的態度を示した。当時は異性間の内縁カップルにも法律婚カップルと同様の権利が認められていなかったが、部分的に認める動きを見せたことで同性カップルを排除することを試みたのである。「裁判所は「伝統を守る」ために「伝統から逸脱」した」(栖原 2005:214)とみなされ、同性カップルの承認について国をあげての議論が繰り広げられることとなった。このような情勢をもって同性カップルの制度化を目指す法案が作成され始めた。1990年に最初の法案として作成された「民事パートナー」法は、議論の対象とはならなかったが、私生活から発信された権利の要求が政治の場に届けられたという点で、パックスの提案への道筋がつけられた。次に、1992年に「民事結合契約」が提案され、共同生活を営むすべてのペアを関係性や性別を問わず契約することができる内容に変更することで、同性カップルへの集中的な攻撃を防ぐことや、異性の内縁カップルを味方につけることを意図していた。しかしこの法案は採決に至らず、緊急事態の措置としてカップルが離別した場合の賃借権の移譲と、一方が加入している社会保険を他方に以上することが認められた。そして、1995年にエイズと闘うための団体である「エイズ」が作成した「社会生活契約」と「民事結合契約」が合併して、「社会結合契約」が作成された。これは後者を踏襲したもので、提案された最後の法案として1997年1月に議会で提案された。

同年6月には政府が「社会結合契約」の採択に關与する意向を表明し、議会の法務委員長が社会党と市民運動の議員2人に諸提案の調整と新たな委員会案の作成を依頼した。そして、1998年4月に「連帯の民事契約」(パックス)が法務委員会に提案され、採択された。この決議を国民議会に提出したことで審議が開始し、同年12月に採決されたが、元老院で数度にわたる反対にあった。そのため、修正を繰り返して1999年10月の国民議会でのみの採決によって決着がつけられ、翌月の大統領による交付によってパックス法は確定したのである。

パックスの効果や評価

先に述べた経緯から、同性愛者たちの約30年間の闘いによってパックスは成立したことがわかった。次に、パックスはフランス社会でどのような効果をもたらしたか評価がなされているのかを述べていく。

フランス社会においてパックスとは、性別を問わず、成人した二者の間で締結することのできる私的契約である。成立当初は当初に対象を同性カップルに限定していたが、そのことに対して批判が相次ぎ結果として非異性婚カップルも対象に加えた経緯を持つ(長谷川 2015:64)。1999年の成立当初は契約者の4割が同性カップルであったが、2010年以降はわずかに数%と減少傾向にある¹¹。そして、同性婚法成立後に同性婚をしたカップルの増加率はパックス締結する同性カップル増加率を上回っていることから、同性カップルが求めているものはパックスよりも婚姻であることがわかる¹²。一方で、近年ではパックスを締結している異性カップルの数が同性カップルの2.5倍であることからパックスは多くの異性カ

¹¹ 長谷川(2005:84)による BELLAMY et BEAUMEL, 2014 “Bilan démographique 2013, Trois mariages pour deux PACS” 3-4 の引用

¹² 同上

ップルにも広く好まれ、利用されていることがわかる¹³。

パックスは、確かにフランス社会におけるセクシュアル・マイノリティの社会的承認に寄与したといえるが、一方でこの制度に対する批判も多く見られる。フランス社会における批判については長谷川(2015)を参照していく。まず、「フランスは平等な個人からなる市民の共和国からなる共和主義の原則があり、同性愛者のみを対象とした集合的な権利を認めることは平等原則に反する、あるいは共同体主義であるという批判が根強くある。」(長谷川 2015:64)と述べ、同性愛者のための制度を作ることに批判的な姿勢があることがわかる。また、パックスは続々とセクシュアル・マイノリティのパートナーシップを承認する制度を開始している他のヨーロッパの国々に、共和主義の姿勢を守りながら追いつくための「苦肉の策」(長谷川 2015:68)であったともいえる。そして、同性カップルと異性カップルの両者が締結することができるという形式から、異性カップルの利用組数が増加して「もう1つの婚姻」「簡素な婚姻」(長谷川 2015:68)として定着したという状況が生まれてしまった。

また、当事者の間でもパックスに対して批判があり、これについては北原(2014:27-28)を参照していく。当事者たちは権利獲得運動において「権利保障の面で異性カップルとなんら遜色のない婚姻を望んでいた」(北原 2014:27)が、成立した制度は権利や保障の面で婚姻とは大きく異なるものであった。そのため、多少なりとも国家からパートナーシップの承認を得たいと思えばこの制度を利用せざるをえないという否定的な選択もなされた。また、パックスに甘んじることは同性カップルの婚姻法の成立を妨げると考え、利用しない当事者たちもいた。このような姿勢は先に述べたように同性カップル間でのパックスの締結数が減少傾向にあること、そして2013年に同性婚が認められて以降はパックスではなく同性婚を選ぶ同性カップルが増えているということからも見受けられる。

以上のことから、パックスは誰でも利用することのできる普遍的な制度であるということがわかった。しかし、一方でそのような制度が成立しても当事者たちのニーズに完全に応えた状況ではないということもわかった。そのため、フランスは同性婚を認めるという形式をとって当事者たちのニーズに応えたが、普遍的な制度においても排除されてしまう人々がいるということを念頭に置き、そのような人々に対して向き合っていくという努力を絶やしてはならないと感じた。

3. 4 生き方を決める選択肢の多さ

3章1節、2節、3節で見てきたように、フランスには多様な生き方を認める制度が社会全体で整備されている。フランスでは同性婚が認められて以降、同性婚数が1万組を超えたが、同性カップルのパックス数は依然6000組を超え¹⁴、大きく減少はしていないことから同性カップルは異性カップルのように自身のライフスタイルを自由に選択していると考

¹³ 杉浦ほか編(2016:220)による INSEE, statistiques de l'état civil (mariages) ; SDSE, fichiers details (pacs) ; calculs Insee pour la repartition des pacs selon le sexe entre 1999 et 2006 の引用

¹⁴ 杉浦ほか編(2016:220)による INSEE, statistiques de l'état civil (mariages) ; SDSE, fichiers details (pacs) ; calculs Insee pour la repartition des pacs selon le sexe entre 1999 et 2006 の引用

えられる(杉浦ほか編 2016:221)。このことからフランス社会ではセクシュアリティに関わらず自由に生きる選択肢が存在しているということがわかった。それはすべての国民の平等な権利を認めなければならないと考える共和主義の普遍性の下で個人単位での社会保障がなされることや、国民が主体的に社会と向き合い意思表示をしているからなのではないか。また、フランスと日本では宗教の影響などで歴史的背景は異なるが、どちらの国も伝統的な家族形態を重んじていることもわかった。しかし、カトリックの影響の強い国であるフランスが変革し続けていることに社会の柔軟性も感じた。今後は同性婚カップルに生殖医療を、そしてパックスを利用している同性カップルに共同親権を認めることが今後の課題であるが、個人を重んじるフランス社会では子を育てるカップルはセクシュアリティに関わらず両親としてみなしてくなど、認識を変化させていくことで同性カップルとその子からなる家族の在り方が伝統的な家族形態を超えて一層認められていくことが期待されるのではないかと考える。

4. これからの日本のパートナーシップのために

4. 1 日仏の社会保障に対する考え

本章では、今までの 3 つの章をふまえて日本とフランスを社会理念とパートナーシップ制度の 2 つの視点から比較し、このことから今後日本においてどのようなパートナーシップ制度が望ましいのかを考察していく。はじめに、本節にて泉(2016:141-145)を参照して、日本とフランスの憲法から社会理念を比較する。

まず、日本国憲法は、「主権は日本国民にあって、国政の権力は国民の代表者が行使し、その福利は国民が享受することにある。」として人類にとって普遍的な原理を示しており、制定されてから現在まで一度も改憲されたことはない。一方でフランス憲法はフランス人権宣言を基に自主的に成立し、20 回以上改定を重ねている。そして、「法律による人権保障」ないし「国家による自由」による人権保障システム(泉 2016:142)を規定しているため、すべての人を平等に扱い、尊重するという原理をもつ。日本において、憲法は国民を国家権力による人権侵害から護るという理念をもつため、ここに異なる点がみられる。

次に、日本は三権分立制をとり、基本的人権の尊重を重視していることに対して、フランスでは三権分立制のなかでも特に行政権と立法権が重視されていて、基本的人権は別のカテゴリーとして扱われている。そして、このことに関してフランス憲法では新たな人権と向き合うため、マイノリティのための改憲の案が続々と打ち出されているが、日本国憲法では新たな法律を制定することで対応できるため、改憲の必要はないという考えもある。

そして、日本国憲法は普遍性を自然権のようにみなしている。一方でフランス憲法は普遍性を重視していたが、差異性を重視するように変化してきた。フランスではすべての国民の平等を保障しているが、歴史的に社会において女性や移民、セクシュアル・マイノリティなどは排除されてきた。このような理念との食い違いによって、多様性や差異性を尊重するような社会がつくられてきたのである。そして、このような社会は日本においてもフランスに

においても今後ますます重要になってくることが予想される。

このように、日本とフランスの社会理念の差異を憲法理念から述べてきたことで、基本的人権と普遍性の概念に大きな違いがみられるのではないかと考える。フランス憲法は人権や普遍性に積極的に取り組む姿勢を持つように感じられ、一方で日本国憲法は人権の侵害から国民を守るものの、それは消極的な守備のように感じられ、また普遍性を強く主張していないことから差異性に関してフランスよりも取り組む姿勢が見られないのではないかと感じた。このような憲法は法律のもとであり国家の理念となるため、セクシュアル・マイノリティのパートナーシップ制度の成立に過程を見ても、多様性を認めることで国の普遍性をより高めて差別解消に取り組むフランスと、現行の制度を見直すのではなく条例や要綱で制度を付け足した日本との違いが、各国の理念と結びついていることがわかる。

4. 2 日仏のパートナーシップ制度

4章1節では国家の理念を作り上げる憲法を比較することで、両国の社会保障に対する考え方の違いを明らかにした。そして、本節では両国のパートナーシップを比較していく。

まずは、両国の異なる点について考察する。日本とフランスにおけるパートナーシップ制度の大きな違いは選択肢の数や制度の利用しやすさにあると考える。日本では、同性カップルが社会的にパートナーシップを認められる方法としては同性パートナーシップ条例が唯一の方法とされ、それも未だ限られた自治体でしか利用することができない。一方フランスでは、パックスや同性婚など同性カップルが利用することのできる制度が導入時から全国民を対象にしている。また、制度利用の対象者を当事者に限定するか、性別にかかわらず誰もが利用することができるのかという点にも違いがみられる。それはそれぞれの国の理念による影響もあるが、制度の普及の速さとしては対象や地域を限定しないフランスの同性パートナーシップ制度は日本よりもかなり効果的な制度であるといえるのではないかと考える。また、婚姻に対する認識も異なるのではないかと考える。日本では婚姻も離婚も届出を提出するのみで完結し、婚姻をすることのハードルは低くも感じられるが、フランスでは婚姻や離婚をする際には手間も時間も要するため、婚姻へのハードルは高いと感じられる。この違いに着目すると、フランスの婚姻は永久的な関係の継続を義務としてカップルに課しているため、自由な生き方を求めるパートナーシップ制度が日本よりも望まれ、普及しやすい状況があったのではないかと考える。

次に、どちらの国にも共通していることについて考察する。それは法律婚に最も手厚い保障や権利を与えて、他の制度と格差化を図っているということである。北原(2016:200)は「日本にしてもフランスにしても、婚姻制度には、なるべく結婚をさせて国家の管理の枠内に人々を置こうとする側面（だからこそ結婚しない人を差別する）と、特権化することで排除される人間が生まれるようにする側面の二面性がある。」と、婚姻制度の特権化の本質を述べている。このことから、日本もフランスも家族主義を強く保持し続け、少子化対策などに尽力し、国家の安定を図っていることがわかる。また、このように婚姻制度に特権を与えていることから、フランスは個人主義での社会保障がなされる国であるが、法律婚へのこだわりからもカップル主義であることもみられる(北原 2016:190-200)。

このように、本節では日本とフランスのパートナーシップ制度を比較したことで、異なる

点だけでなく共通する点も見出すことができた。現状では日本とフランスではパートナーシップ制度の選択肢の多さや、セクシュアル・マイノリティへの社会的認知度に大きな差が見られる。また、「法律婚の特権化」(北原 2016:183)は両国における共通の問題点であるといえるが、伝統的に家族主義であるフランス社会において同性婚が認められたという点ではその特権を当事者たちも享受することができるようになったため、フランスは日本よりもさらなる当事者たちのニーズに応じて、セクシュアリティによる差別解消に取り組んだ事例を作ったといえる。

4. 3 日本におけるパートナーシップのあるべき姿

4章1節、2節では2つの視点から日本とフランスを比較してきたが、本節ではそれらを参考にして、今後日本においてセクシュアル・マイノリティのパートナーシップ制度はどのようなあるべきなのかを考察していく。北原(2016:200)は「同性カップルについて考えると、同性パートナーシップ条例が成立し始めた現在の日本は、おそらく PaCS ができた頃のフランスと似ている。一見明るい未来が開けたようで、「ダイバーシティっぽい」のであるが、よくよく考えてみれば、具体的に何かが保障される訳でもなく、婚姻はいまだに男女のものである。」と述べ、今後日本がフランスと似た課題を持つようになることを予測している。確かに、フランスでパックス法の成立以降もセクシュアル・マイノリティへの差別は完全にはなくなり、社会的なパートナーシップの承認や権利の保障は完全なものでもなかった。そして同様に、日本のパートナーシップ制度も利用可能な自治体や保障が限られているために、当事者たちの認知や権利保障にはまだ課題が多く残されている。しかし、それぞれの国において初めてのセクシュアル・マイノリティに関する制度を成立させるには、どちらも自国の状況をふまえたよい一歩を踏み出したと評価することができる。世田谷区が条例でなく要綱式を選択したのも、保守的な状況に合わせて部分的に保障を行うことが適切であると判断したからである。自治体単位でのパートナーシップ制度の導入は、社会全体に影響を及ぼすために多くの時間を必要とするが、今後当事者たちが権利獲得運動を進めやすい土台を作るという点では評価できるのではないかと考える。カミングアウトへのハードルを下げ、当事者たちが社会で声をあげて権利を求めていくことのできる環境を作り出すことが大切であると考えられる。

そして、同性パートナーシップ制度を導入する自治体を着実に増やし、その功績を契機として、今後どのようなパートナーシップ制度が作られるべきなのかということについては、パックスのようにセクシュアリティにとらわれず、婚姻に準ずる権利や保障が認められるものがよいのではないかと考える。3章でも述べたように、パックスには様々な批判や課題があり、北原もパックスを「世界でも類をみない曖昧で中途半端」(北原 2016:194)な制度、と評価している。また、フランスは婚姻を守るためにパックスを制定することで同性愛を法的に認めたような措置をとり、実際の権利や保障は婚姻とかけ離れていたため当事者からは大きな批判を産んだとも言われている(北原 2014:27-28)。しかし、表面的ではあるが、セクシュアリティによる差別を是正し、権利や保障を向上したという取組みはかなり評価できると私は考える。日本もフランスと同様に婚姻に特権を認め、事実婚や同性パートナーシップ制度とは権利や義務の面で格差化を図っている。少子化への対応や国家の維持のため

にも異性愛主義を守るという考えにももちろん納得することができるが、一方で国民一人一人の多様な生き方を否定し抑圧していることに気付き、改善していく必要があるにちがない。そのため、今後も日本で婚姻に特権化が見直される可能性は少ないと考え、そのような社会で多様な生き方が認められるために、パックスのようなセクシュアリティや形式に関わらずパートナーシップを保障する制度をつくる必要があるのではないかと考える。そして、そのようにパートナーシップの選択肢を増やすことは、事実婚を選択するカップルへの保障の見直しや改善につながり、日本においても誰もが自由にパートナーシップを選択することができるようになるのではないかと考える。

おわりに

以上、本論文では日本のパートナーシップ制度が今後どのようにあるべきかを日本の制度の現状を把握し、フランスの制度やその過程を比較することで考察してきた。フランスについて学んでいくうちに、自身が想像していたことに反してパックスに批判的な意見が多いということがわかった。そのため、パックスをより肯定的にとらえている当事者カップルの事例などをもっと知りたいとも感じた。また、同性婚が導入されたフランス社会において、それは十分なパートナーシップ制度が揃った状態であるのか、それとも一見充実した制度が用意されている状況のなかでも、その制度ではニーズを満たすことのできない人々もいるのではないかと考えた。そのため、マイノリティのなかのさらなるマイノリティに目を向けるという視座が今後フランスにおいても重要なのではないかと考える。そして、他国に比べてセクシュアル・マイノリティに関する制度の導入が遅れをとっている日本は、フランスの変遷を例として、より効果的な制度がいち早く導入されることが望まれているのではないかと考える。また、そのような制度の導入に関して、事実婚カップルの権利や保障についての格差是正も行っていくべきであると考え。また、そのような制度が導入されたとしたら、後に同性婚の是非に関する議論に繋がるということが予想されるが、それは今後の課題とする。

参考・引用文献

- 遠藤みち, 2016, 『両性の平等をめぐる家族法・税・社会保障：戦後70年の軌跡をふまえて』日本評論社
- 長谷川秀樹, 2015, 「同性愛者は性的マイノリティか? : パックスから同性婚に至るまでのフランス社会における同性愛と同棲規範をめぐる議論」『横浜国立大学教育人間科学部紀要. III, 社会科学』17.63-77.
- 船橋恵子, 2011, 「フランスの家族—新しい絆(きずな)を模索する社会—」『家族社会学研究』23(2).209-218.

- 井上眞理子, 2010, 『家族社会学を学ぶ人のために』世界思想社
- 井上たか子, 2001, 「パックス・家族・フェミニズム」三浦信孝編『普遍性か差異か—共和主義の臨界、フランス』藤原書店 255-273
- 泉慎一, 2016, 「普遍性と差異性の問題をめぐる日仏比較—憲法理念と非正規雇用を題材に—」宮本悟編『フランス—経済・社会・文化の実相』中央大学出版部 141-164
- 北原零未, 2014, 「フランスにおける同性婚の成立と保守的家族主義への回帰」『中央大学経済研究所年報』45.13-37.
- 北原零未, 2016, 「個人主義大国フランスにおける〈カップル主義〉と日本における〈婚姻の価値〉」宮本悟編『フランス—経済・社会・文化の実相』中央大学出版部 169-203
- 厚生労働省, 2015, 『平成 27 年人口動態統計月報年計（概数）の概況』
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai15/dl/gaikyou27.pdf>
 (2017.10.30)
- 厚生労働省, 2016, 『平成 28 年(2016)人口動態統計の年間推計』
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikai16/dl/2016suikai.pdf>
 (2017.10.30)
- 国立社会保障・人口問題研究所, 2017, 『現代日本の結婚と出産—第 15 回出生動向基本調査（独身者調査ならびに夫婦調査）報告書—』
http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/NFS15_report1.pdf (2017.10.30)
- ロランス・ド・ペルサン, 2004, 『パックス—新しいパートナーシップの形—』緑風出版
- 中村雅治, 2016, 『国民国家フランスの変容—ヨーロッパ化の中の国民意識と共和主義』上智大学出版
- 渋谷区, 2017, 『渋谷区パートナーシップ証明実態調査報告書』
https://www.city.shibuya.tokyo.jp/est/oowada/pdf/partnership_hokoku29.pdf
 (2017.12.08)
- 杉浦郁子・野宮亜紀・大江千束編, 2016, 『パートナーシップ・生活と制度〔結婚、事実婚、同性婚〕』緑風出版
- 栖原弥生, 2005, 「パックス もう一つの「人権宣言」」若尾祐司・栖原弥生・垂水節子編『革命と性文化』山川出版社 195-224
- 棚村政行・中川重徳編, 2016, 『同性パートナーシップ制度 世界の動向・日本の自治体における導入の実際と展望』日本加除出版
- 利谷信義, 1999, 『現代家族法学』法律文化社

